第3号様式(第3条)

行政文書一部公開決定通知書

鎌倉市指令公活 第 101 号
平成 30 年 10 月 18 日

[redacted] 様

鎌倉市長　松　尾　　崇 印

(事務担当)　行政経営部　公的不動産活用課

平成30年10月４日に公開請求のありました行政文書については、次のとおり公開します。ただし、当該行政文書には公開しない部分があることをご了承ください。

公開の方法	1　閲覧又は視聴　　(2) 写しの交付
公開請求に係る行政文書の内容	○ 鎌倉市本庁舎整備方針策定等支援業務委託（H28）契約書 ○ 鎌倉市本庁舎整備基本構想策定支援業務委託（H30）契約書 ○ 鎌倉市公的不動産利活用推進支援業務委託（H29）契約書及び仕様書 ※裏面参照
公開しない部分の概要及び理由	(概　要) 鎌倉市情報公開条例第６条第２号ア該当･･･契約先の印影 (理　由) 印影を公開した場合、偽造や悪用されることなどが考えられ、契約先の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるためです。 ※　公開しない部分のうち　　については、 年　　月　　日以後に改めて請求してください。
公開の日時及び場所	年 '30. 月 10. 日 18　午前 / 午後　　時から　　時までの間 に(　総務課市政情報担当　)にお越しください。 なお、当日ご都合の悪い場合には、下記問合せ先までご連絡ください。

(注)　1　行政文書の公開を受ける際は、この通知書を提示してください。

2　※は、公開をしない理由が消滅する期日をあらかじめ明示できるときに記入してあります。

3　この通知の内容について不服がある場合は、この通知を受けた日の翌日から起算して3月以内に鎌倉市長に対して審査請求をすることができます。

なお、処分の取消しの訴えは、この通知を受けた日の翌日から起算して6か月以内に鎌倉市を被告として(市長が被告の代表者となります。) 提起することができます。

ただし、上記の期間が経過する前に、この処分があった日の翌日から起算して１年を経過したときは、審査請求や処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分があった日の翌日から起算して１年を経過した後であっても審査請求や処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

問合せ先　総務部総務課市政情報担当（行政資料コーナー）

電話０４６７（２３）３０００　内線：２２１７

（裏面）

※　ご請求いただきました「鎌倉市公的不動産利活用推進支援業務委託（H29）契約書及び仕様書」の仕様書につきましては、平成30年10月４日に確認したとおり、既に公開しているため、今回は契約書のみを公開いたします。

なお、今回公開する書類の名称は上から順に、次のとおりです。

○ 鎌倉市本庁舎整備方針策定等支援業務委託　契約書
○ 鎌倉市本庁舎等整備基本構想策定支援業務委託　契約書
○ 鎌倉市公的不動産利活用推進業務委託　契約書

収入印紙

鎌倉市本庁舎整備方針策定等支援業務委託　契約書

本庁舎整備方針の策定に係る業務について、鎌倉市（以下「発注者」という。）と株式会社都市環境研究所（以下「受注者」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（委託内容）

第１条　発注者は受注者に対し、本庁舎整備方針の策定に係る業務について、次のとおり委託する。

（１）検討組織の会議運営支援

（２）整備方針の取りまとめ

（３）市民対話などの運営支援等

その他詳細については、別紙仕様書に定めるところによる。

（委託期間）

第２条　この契約に係る委託期間は、契約締結の日から平成29年３月31日までとする。

（委託料）

第３条　発注者は受注者に対し、委託料として金６，４８０，０００円（うち消費税額及び地方消費税額４８０，０００円）を支払うものとする。

（契約保証金）

第４条　鎌倉市契約規則（昭和39年６月規則第20号）第５条第３号の規定に基づき、契約保証金は免除する。

（指示事項の遵守）

第５条　受注者は、発注者の指示する当該業務遂行に必要な事項を遵守するものとする。

（成果品の帰属）

第６条　本委託業務の成果品は、すべて発注者の管理及び帰属とし、受注者は第三者に公表又は貸与してはならない。

（委託業務に基づく権利、義務の譲渡の禁止）

第７条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡若しくは継承させてはならない。

（業務の着手）

第８条　受注者は、契約締結後、速やかに業務に着手しなければならない。

（委託料の支払等）

第９条　受注者は、業務完了後速やかに、業務完了届及び委託料請求書を発注者に提出するものとする。

２　前項の請求は、受注者が全ての事項を記入した請求書により行うものとする。

３　発注者は、第１項の業務完了届及び委託料請求書が正当であると認めたときは、３０日以内に受注者に委託料を支払う。

（履行遅滞による遅延利息）

第 10 条　発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了しないときは、延滞日数１日につき契約金額に対して鎌倉市契約規則第 14 条に定める率に相当する遅延利息を、受注者に請求することができる。

（危険負担）

第 11 条　成果品の引渡し前に、成果品等について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

（かし担保責任）

第 12 条　受注者は、業務が完了した成果品のかしについて、担保の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示した事項によって生じたかしについては、担保の責めを負わないものとする。

２　前項に定めるかし担保の期間は、次の各号に定めるところによる。

（１）かしの発生について、受注者に故意又は重大な過失がない場合は、発注者が業務完了を認めた時から１箇年とする。

（２）前号に規定する場合以外のかしについては、当該かしを発見した時から１箇年とする。

３　発注者は、前項に定める期間内において、かしのある業務の成果品について、受注者に対し相当の期限を定めて訂正、補足その他の処理を請求し、又は訂正、補足その他の処理に代え若しくはそれらの処理とともに、当該かしにより通常生ずべき損害に対する賠償の請求をすることができる。

４　前項に規定する損害賠償の額は、発注者と受注者で協議して定める。

５　発注者は、第２項に定める期間内において、業務を完了した成果品について、かしを発見した場合は、遅滞なく受注者に通知するものとする。

（発注者の契約解除権）

第 13 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）受注者が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（２）受注者がその責に帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

（３）受注者が前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達成することができないと認められるとき。

（４）受注者が破産、会社更生手続開始の申立の時又は申立を受けたとき（破産宣告後において破産法（平成16年法律第75号）第53条、会社更生手続開始申立の場合においては会社更生法（平成14年法律第154号）第61条の制限を受ける場合を除く。）。

（５）受注者が所在不明となったとき。

（６）受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

２　前項に規定する場合のほか、発注者は、業務の完了を認めるまでの間、必要があるときは契約を解除することができる。

（受注者の契約解除権）

第14条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）発注者の指示により仕様書を変更したため、委託料が３分の１以上減少したとき。

（２）発注者の指示による業務の中止期間が、契約期間の２分の１以上となったとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後の３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（３）発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

（法令等の遵守）

第15条　受注者は、業務を行うに当たっては、関係法令等を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第16条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

（１）受注者が業務の実施に関し、発注者又は第三者に対し損害を与えたとき。

（２）第13条の定めるところにより、この契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

（一括再委託の禁止等）

第17条　受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第18条　受注者は、この契約から生ずる権利、又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供することができない。ただし、あらかじめ書面をもって発注者が承認した場合はこの限りではない。

（契約の内容変更等）

第19条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は履行を中止させ、若しくはこれを打ち切ることができる。

（相手方に対する通知の発効時期）

第20条　発注者から受注者に対する文書の通知は発信の日から、受注者から発注者に対する文書の通知は受信の日から、それぞれ効力を発生するものとする。

（秘密の保持）

第21条　受注者は、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（環境配慮）

第22条　受注者は、発注者に提出する書類等には、環境負荷の少ない環境配慮製品を使用するなど、環境に配慮した行動に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第23条　受注者は、委託業務の処理を行うため個人情報を取り扱う場合は、鎌倉市個人情報保護条例（平成５年10月条例第８号）を遵守することとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第24条　発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月鎌倉市条例第11号。）第２条第４号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、同条第２号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第５号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

（２）受注者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第１項又は第２項に違反したと認められたとき。

（３）受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

（４）受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から第３号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められたとき。

（５）受注者が、第１号から第３号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第４号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第25条　受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、

契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2　受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（協議事項）

第26条　この契約に定めのない事項及び発注者と受注者の間に紛争、又はこの契約に関し疑義が生じたときは、鎌倉市契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議により定めるものとする。

（裁判管轄）

第27条　この契約に関する訴えは、横浜地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約の締結を証するため、本書２通を作成し、発注者と受注者が両名記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成28年 7 月 27 日

発注者　　鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市　長　　松尾　崇

受注者　　東京[redacted]郎２丁目35番10号
株式会社[redacted]究所
代表取締[redacted]和郎

鎌倉市本庁舎等整備基本構想策定支援業務委託　契約書

鎌倉市（以下「発注者」という。）と株式会社都市環境研究所（以下「受注者」という。）とは、鎌倉市本庁舎等整備基本構想策定支援業務委託について、次のとおり委託契約を締結する。

（目的）

第１条　発注者は、鎌倉市本庁舎等整備基本構想策定支援業務（以下「業務」という。）を受注者に委託し、受注者はこれを受託する

２　本契約は、業務を完成させ、成果物の納品を目的とする請負契約とする。

（業務内容）

第２条　業務の内容は次のとおりとし、詳細は本契約書添付の仕様書に定めるとおりとする。

⑴　基本構想策定支援作業

⑵　検討組織の会議運営支援

⑶　市民対話の運営支援等

（契約金額）

第３条　契約金額は、14,990,400 円（うち消費税額及び地方消費税額 1,110,400 円）とする。

（契約期間）

第４条　本契約の期間は、契約締結日から平成 31 年３月 29 日までとする。

（契約保証金）

第５条　契約保証金は、鎌倉市契約規則（昭和 39 年６月規則第 20 号）第５条第３号の規定により免除する。

（着手期限）

[redacted]条　受注者は、契約締結後速やかに業務に着手しなければならない。

（著作権の帰属）

第７条　本契約による成果物の著作権は、発注者に帰属する。

（契約金の支払）

第８条　受注者は、業務完了後速やかに、業務完了届及び請求書を発注者に提出するものとする。

２　受注者は、契約金の請求に当たっては、請求金額、請求日等必要な事項を全て受注者が記入した請求書を発注者に提出するものとする。

３　発注者は、第１項の業務完了届及び請求書の内容が正当であると認めたときには、請求書を受領した日から 30 日以内に契約金を支払うものとする。

（法令遵守等）

第９条　受注者は、業務の履行における社会的責任を自覚し、誠実にこれを実施するとともに、法令及び鎌倉市契約規則（昭和 39 年６月規則第 20 号。以下これらを「法令等」という。）を遵守しなければならない。

２　発注者は、受注者の業務の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。

３　受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行なわなければならない。

（監督、検査等）

第 10 条　発注者は、受注者の業務の履行状況について、随時に検査し、若しくは受注者から必要な報告を求め、又は業務を監督し、受注者に必要な指示を与えることができる。

（履行遅滞の損害金等）

第 11 条　発注者は、次のいずれかに該当するときは、受注者に遅滞日数１日につき契約金額の 1,000 分の２に相当する額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。

⑴　受注者の責めに帰する事由により、発注者が指定する期日までに受注者が業務を開始しなかったとき。

⑵　受注者の責めに帰する事由により、契約期間内に業務が完了しなかったとき。

２　発注者は、受注者の責めに帰する事由により、本契約又は鎌倉市契約規則の定めるところにより本契約を解除したときは、受注者に別に定める額の損害金の支払いを請求し、受注者はこれを支払わなければならない。

（危険負担）

第 12 条　業務において使用する機材等について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、受注者がその費用を負担する。ただし、当該損害のうち、発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。

（かし担保責任）

第 13 条　発注者は、業務完了した目的物にかしがあるときは、受注者に対して相当の期間を定めてそのかしの修補を、又は修補に代え若しくは修補とともに損害の賠償を請求するものとし、受注者はこれに応じなければならない。

２　前項のかし担保の期間は、業務完了の日から起算して１年間とする。ただし、かしの原因が受注者の故意又は重大な過失により生じた場合には、かし担保の期間は、業務完了の日から起算して 10 年間とする。

（権利、義務の譲渡等の禁止）

第 14 条　受注者は、本契約に基づき生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡し、継承し、又は担保に

供してはならない。ただし、あらかじめ書面をもって発注者が承認した場合はこの限りではない。

（一括再委託の禁止）

第15条　受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

2　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、その理由を示した書面により発注者の承認を得なければならない。

（契約内容の変更）

第16条　発注者及び受注者は、契約金額、契約期間、仕様書等本契約の内容を変更する必要があるときは、双方協議のうえ変更契約書を締結するものとする。

（損害賠償）

第17条　受注者は、次のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被った者に対し賠償をしなければならない。

(1)　業務の実施に関して受注者が発注者又は第三者に対し損害を与えたとき。

(2)　法定解除又は次条の定めるところにより本契約が解除された場合において受注者が発注者に損害を与えたとき。

（発注者の契約解除権）

第18条　発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1)　契約期間内に契約履行の見込みがないと認めるとき。

(2)　受注者が受注者としての資格がない者であることが明らかとなったとき又は資格がない者となったとき。

(3)　受注者が所在不明となったとき。

(4)　前各号に掲げるもののほか、受注者、その代理人又は使用人が法令等又は本契約に違反したとき。

（受注者の契約解除権）

第19条　受注者は、次のいずれかに該当するときは、本契約を解除することができる。

(1)　発注者の指示により仕様書を変更したため、契約金額が原契約の３分の１以上減少したとき。

(2)　発注者の指示により契約期間が原契約の２分の１以上短縮したとき。

(3)　発注者が本契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能になったとき。

（暴力団等排除に係る解除）

第20条　発注者は、受注者が次のいずれかに該当すると認めるときは、本契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に生じた損害については、発注者はその賠償の責めを負わないものとする。

(1)　受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月鎌倉市条例第11号。）第２条第４号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、

又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、同条第２号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第５号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

⑵　受注者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第１項又は第２項に違反したと認められたとき。

⑶　受注者及び役員等（受注者が個人である場合はその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

⑷　受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約にあたり、その相手方が第１号から第３号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

⑸　受注者が、第１号から第３号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第４号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

２　前項の規定により本契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の１に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第21条　受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

２　受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

３　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（完了検査等）

第22条　受注者は、業務が完了したときは、速やかに発注者に業務完了届を提出し、検査を受けるものとする。

２　発注者は、前項の届出があったときは、速やかに検査を実施するものとする。

（業務に関する情報等の保護）

第23条　受注者は、業務の内容、業務に関して知り得た個人情報等については慎重に取扱うとともに、他に漏らしてはならない。本契約が終了し、又は解除された後においてもまた同様とする。

（環境保護）

第24条　受注者は、発注者に提出する書類等には、環境負荷の少ない製品を使用するなど、環境に配慮した行動に務めるものとする。

（相手方に対する通知の発効時期）

第25条　発注者から受注者に対する文書等の通知は発信の日から、受注者から発注者に対する文書等の通知は到達の日から、それぞれ効力を発生するものとする。

（指示事項の遵守）

第26条　受注者は、発注者の指示する当該業務遂行に必要な事項を遵守するものとする。

（協議事項）

第27条　本契約に定めのない事項又は発注者と受注者との間に生じた紛争若しくは疑義については、鎌倉市契約規則に定めるもののほか、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（協議の申出）

第28条　受注者は、前条に基づき、本契約について発注者と協議する必要があるときは、協議する内容、理由等を示した書面により発注者に申し出るものとする。

（裁判管轄）

第29条　本契約に関する争いについては横浜地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の証として本書２通を作成し、発注者及び受注者が双方記名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成30年 6 月 29日

発注者　鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市　長　　松尾　崇

受注者　東京都[redacted]丁目35番10号
株式会[redacted]研究所
代表取[redacted]和郎

鎌倉市公的不動産利活用推進業務委託　契約書

公的不動産の利活用推進に係る業務について、鎌倉市（以下「発注者」という。）と株式会社都市環境研究所（以下「受注者」という。）は、次のとおり委託契約を締結する。

（委託内容）

第１条　発注者は受注者に対し、公的不動産の利活用推進に係る業務について、次のとおり委託する。

（１）分析・検証・取りまとめなどの作業

（２）検討組織の会議運営支援

（３）市民対話の運営支援等

その他詳細については、別紙仕様書に定めるところによる。

（委託期間）

第２条　この契約に係る委託期間は、契約締結の日から平成 30 年３月 30 日までとする。

（委託料）

第３条　発注者は受注者に対し、委託料として金１０，２２７，６００円（うち消費税額及び地方消費税額７５７，６００円）を支払うものとする。

（契約保証金）

第４条　鎌倉市契約規則（昭和 39 年６月規則第 20 号）第５条第３号の規定に基づき、契約保証金は免除する。

（指示事項の遵守）

第５条　受注者は、発注者の指示する当該業務遂行に必要な事項を遵守するものとする。

（成果品の帰属）

第６条　本委託業務の成果品の管理及び帰属は、すべて発注者とし、受注者は第三者に公表又は貸与してはならない。

（委託業務に基づく権利、義務の譲渡の禁止）

第７条　受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を、第三者に譲渡若しくは継承させてはならない。

（業務の着手）

第８条　受注者は、契約締結後、速やかに業務に着手しなければならない。

（委託料の支払等）

第９条　受注者は、業務完了後速やかに、業務完了届及び委託料請求書を発注者に提出するものとする。

２　前項の請求は、受注者が全ての事項を記入した請求書により行うものとする。

３　発注者は、第１項の業務完了届及び委託料請求書が正当であると認めたときは、３０日以内に受注者に委託料を支払う。

（履行遅滞による損害金）

第 10 条　発注者は、受注者の責めに帰すべき事由により、契約期間内に業務を完了しないときは、延滞日数１日につき契約金額に対して鎌倉市契約規則第 14 条に定める率に相当する損害金を、受注者に請求することができる。

（危険負担）

第 11 条　成果品の引渡し前に、成果品等について生じた損害その他業務の履行に関して生じた損害は、受注者の負担とする。ただし、その損害のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者がこれを負担する。

（かし担保責任）

第 12 条　受注者は、業務が完了した成果品のかしについて、担保の責めを負うものとする。ただし、発注者の指示した事項によって生じたかしについては、担保の責めを負わないものとする。

２　前項に定めるかし担保の期間は、次の各号に定めるところによる。

（１）かしの発生について、受注者に故意又は重大な過失がない場合は、発注者が業務完了を認めた時から１箇年とする。

（２）前号に規定する場合以外のかしについては、当該かしを発見した時から１箇年とする。

３　発注者は、前項に定める期間内において、かしのある業務の成果品について、受注者に対し相当の期限を定めて訂正、補足その他の処理を請求し、又は訂正、補足その他の処理に代え若しくはそれらの処理とともに、当該かしにより通常生ずべき損害に対する賠償の請求をすることができる。

４　前項に規定する損害賠償の額は、発注者と受注者で協議して定める。

５　発注者は、第２項に定める期間内において、業務を完了した成果品について、かしを発見した場合は、遅滞なく受注者に通知するものとする。

（発注者の契約解除権）

第 13 条　発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

（１）受注者が正当な理由なく、業務に着手すべき期日を過ぎても業務に着手しないとき。

（２）受注者がその責に帰すべき事由により、履行期限内に業務が完了しないと明らかに認められるとき。

（３）受注者が前２号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反により契約の目的を達

成することができないと認められるとき。

（４）受注者が破産、会社更生手続開始の申立の時又は申立を受けたとき（破産宣告後において破産法（平成16年法律第75号）第53条、会社更生手続開始申立の場合においては会社更生法（平成14年法律第154号）第61条の制限を受ける場合を除く。）。

（５）受注者が所在不明となったとき。

（６）受注者の振り出した手形又は小切手が不渡りになったとき。

２　前項に規定する場合のほか、発注者は、業務の完了を認めるまでの間、必要があるときは契約を解除することができる。

（受注者の契約解除権）

第14条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

（１）発注者の指示により設計図書を変更したため、委託料が３分の１以上減少したとき。

（２）発注者の指示による業務の中止期間が、契約期間の２分の１以上となったとき。ただし、中止が業務の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の業務が完了した後の３月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。

（３）発注者が契約に違反し、その違反によって契約の履行が不可能となったとき。

（法令等の遵守）

第15条　受注者は、契約の履行に当たっては、誠実に実施するとともに、法令等を遵守しなければならない。

２　発注者は、受注者の業務の履行に係る法令等の遵守の状況について確認するため、必要な報告を求めることができる。

３　受注者は、前項の規定による報告を求められたときは、発注者に対し当該報告を行わなければならない。

（損害賠償）

第16条　受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその損害を被害者に賠償しなければならない。

（１）受注者が業務の実施に関し、発注者又は第三者に対し損害を与えたとき。

（２）第13条の定めるところにより、この契約が解除された場合において、受注者が発注者に損害を与えたとき。

（一括再委託の禁止等）

第17条　受注者は、業務の全部を一括して第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。

２　受注者は、業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、書面により発注者の承諾を得なければならない。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第18条　受注者は、この契約から生ずる権利、又は義務を第三者に譲渡し、又は担保に供すること

ができない。ただし、あらかじめ書面をもって発注者が承認した場合はこの限りではない。

（契約の内容変更等）

第19条　発注者は、必要があるときは、受注者と協議のうえ、この契約の内容を変更し、又は履行を中止させ、若しくはこれを打ち切ることができる。

（相手方に対する通知の発効時期）

第20条　発注者から受注者に対する文書の通知は発信の日から、受注者から発注者に対する文書の通知は受信の日から、それぞれ効力を発生するものとする。

（秘密の保持）

第21条　受注者は、業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

（環境配慮）

第22条　受注者は、発注者に提出する書類等には、環境負荷の少ない環境配慮製品を使用するなど、環境に配慮した行動に努めるものとする。

（個人情報の保護）

第23条　受注者は、委託業務の処理を行うため個人情報を取り扱う場合は、鎌倉市個人情報保護条例（平成５年10月条例第８号）を遵守することとする。

（暴力団等排除に係る解除）

第24条　発注者は、受注者が次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。この場合において、解除により受注者に損害が生じても、発注者はその損害の賠償の責めを負わないものとする。

（１）受注者が個人である場合には、その者が、鎌倉市暴力団排除条例（平成23年10月鎌倉市条例第11号。）第２条第４号に定める暴力団員等（以下「暴力団員等」という。）と認められたとき、又は、法人等（法人又は団体をいう。）が、同条第２号に定める暴力団（以下「暴力団」という。）又は同条第５号に定める暴力団経営支配法人等と認められたとき。

（２）受注者が、神奈川県暴力団排除条例第23条第１項又は第２項に違反したと認められたとき。

（３）受注者及び役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人等である場合には役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有する者と認められる者を含む。）又は支店若しくは営業所（常時業務の契約を締結する事務所をいう。）の代表者をいう。）が、暴力団員等と密接な関係を有していると認められたとき。

（４）受注者が、下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第１号から第３号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められたとき。

（５）受注者が、第１号から第３号までのいずれかに該当する者を下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（第４号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該

契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

2　前項の規定によりこの契約が解除された場合においては、受注者は、請負代金額の10分の1に相当する額を違約金として発注者の指定する期間内に支払わなければならない。

（暴力団等からの不当介入の排除）

第25条　受注者は、契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入（妨害（不法な行為等で、契約履行の障害となるものをいう。）又は不当要求（金銭の給付等一定の行為を請求する権利若しくは正当な利益がないにもかかわらずこれを要求し、又はその要求の方法、態様若しくは程度が社会的に正当なものと認められないものをいう。）などをいう。以下この条において同じ。）を受けた場合は、遅滞なく発注者に報告するとともに所轄の警察署に通報し、捜査上の必要な協力をしなければならない。

2　受注者は、不当介入を受けたことにより、履行期限に遅れが生じるおそれがある場合は、発注者と履行期限に関する協議を行わなければならない。

3　受注者は、暴力団又は暴力団員等からの不当介入による被害を受けた場合は、その旨を直ちに発注者に報告するとともに、被害届を速やかに所轄の警察署に提出しなければならない。

（協議事項）

第26条　この契約に定めのない事項及び発注者と受注者の間に紛争、又はこの契約に関し疑義が生じたときは、鎌倉市契約規則に定めるところによるほか、必要に応じて発注者と受注者が協議により定めるものとする。

（裁判管轄）

第27条　この契約に関する訴えは、横浜地方裁判所の管轄に属するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者が両名記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成29年6月21日

発注者　鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市　長　　松尾　崇

受注者　東京都文[redacted]目35番10号
株式会社[redacted]所
代表取締[redacted]郎